

「キリスト者として憲法問題を考える～自民党改憲草案と解釈改憲の何が問題か～」

弓矢健児

1. キリスト者として憲法問題を考える視点

1) キリストの主権の下にある教会と国家

政治や国家に関わる問題が、教会の信仰告白の問題となる一番の理由は、天地万物の創造主である神が、全世界を治める主権を御子イエス・キリストに授けておられるからです。復活の主キリストは、「わたしは天と地の一切の権能を授かっている」（マタイ28:18）とおっしゃいました。また、パウロは、神がキリストを、「すべての支配、権威、勢力、主権の上に置き」（エフェソ1:21）、「すべてのものをキリストの足もとに従わせ、キリストをすべてのものの上にある頭として教会にお与えになりました」（エフェソ1:22）と教えています。それ以外の聖書の箇所でも、キリストこそが全世界、全宇宙の王であることを告白しています（黙示録1:5、詩編2:10-11、22:29等）。したがって、この世界の中には、これはキリストのものではないと言えるような領域はどこにもありません。復活の主イエス・キリストの主権はこの世界の全領域に及びます。イエス・キリストは教会の頭であると同時に、国家の頭でもあります。

2) キリストは教会と国家に固有の権能を委託している

教会と国家の頭である主キリストは、教会と国家に、それぞれ固有の権能と働きを委託しています。例えば、教会固有の権能は、「鍵の権能」（マタイ16:19）と呼ばれます。これは霊的な権能で、御言葉と礼典と教会訓練を通して天国の門を開いたり、閉じたりする権能です。それに対して、国家の権能は、地上世界の統治のための権能で「剣の権能」（マタイ13:4）とも呼ばれます。その目的は不正を抑制するため（マタイ13:4、Iペトロ2:14）、あらゆる国民の諸権利を公平に守り、公共の福祉と平和を確立するためです（詩編82:3-4、Iテモテ2:2、Iペトロ2:14）。教会も国家もキリストから委託された範囲でのみ、その権能を行使することが許されています。

3) 政教分離原則の信仰的意義

教会と国家は互いにキリストから固有の権能と働きを委託されているゆえに、互いにそれを尊重しなければなりません。教会が国家を支配することも、国家が教会を支配することも許されません。それが政教分離原則です。確かに政教分離原則は直接的には近代国家の知恵であり、特に16世紀の宗教改革以降、17世紀の「30年戦争」を経て、西欧の歴史の中で確立されて行きました。こうした政教分離原則は、個人の信教の自由、良心の自由を守るための制度でもあります。政教分離原則の目的は、国家権力の支配・干渉から、個人の信教の自由や、思想・良心の自由を守ることにあります。

しかし、政教分離原則の思想はそもそも聖書の中にあると言えます。それは旧約のイスラエルの歴史を見た時、イスラエルでは王権と祭司権が分離されていたという事実からも分かります。古代エジプトにおいても、バビロンにおいてもオリエン特型専制君主において王は同時に神に仕える祭司でした。しかし、イスラエルでは王と祭司は明確に分けられていましたし、王といえども祭司としての権能を行使することはできませんでした。そのことは、祭司しかできない焼き尽くす献げ物をサウル王

が献げてしまった過ちや（サムエル記上 13:8 以下）、祭司にしか許されていなかった神殿で香をウジヤ王がたこうとした過ち（歴代誌下 26:16 以下）、からも分かります。新約聖書においても、イエスは、「皇帝のものは皇帝に、神のものは神に返しなさい」（マタイ 22:21 以下）とおっしゃっています。

しかし、「政教分離」だからと言って、教会が政治や国家の問題に関わることが許されないということではありません。「政教分離」の本来の意味は、国家と教会の分離、すなわち政治権力と宗教権力の制度上の分離であり、国家が宗教団体の活動に干渉したり、特定の宗教団体に利益を与えたりすること、また特定の宗教団体が政治権力と癒着し、政治を支配することを禁ずる制度です。決して、政治問題と宗教問題の分離ではありません。ですから教会が政治問題に対して、それを信仰の課題として捉え、積極的に発言し、関わって行くことは、決して政教分離原則に反することではありません。

4) 立憲主義の信仰的意義

キリストが国家に委託された権能の限界を考える時、政教分離原則と同様に大切な原則が立憲主義の原則です。憲法は国民を縛るものではなく、為政者を縛るものです。それ故、上に立つ権威（ローマ 13:1）である為政者にも憲法尊重擁護義務があります。「王もまた法の下にある」というのが、近代立憲主義の原理です。上に立つ権威である国家の為政者にとっては、最高法規である憲法自体が上に立つ権威であると考えることができます。もちろん、政教分離原則と同様、立憲主義の原則も権力の暴走と国家の全体主義化を防ぐために生まれた近代国家の知恵ですが、キリストの主権の委託としての国家の権能に限界がある以上、それを法的に保証する立憲主義の原則は聖書の教えに適うものです。イスラエルの王の権能が、オリエンタ的専制君主と違って、律法の下での制限された権能であることを見た時、政教分離と同様に、立憲主義もまた聖書の教えに適うものであると言えます。

申命記 17 章 1 4 節以下には、将来イスラエルが王を立てる場合の注意事項が記されています。律法は王の権能を絶対的なものとせず、その限界を定めています。それゆえ、王がその限界を越えて権威を主張する時、それはキリストの主権を侵害し、神の栄光を損なう罪であり、王自身への裁きとの滅びを招くことを教えています（使徒 12:20 以下のヘロデ王の急死）。

5) 教会の執り成しの務めと見張りの務め

わたしたちは、キリストによって立てられた「上に立つ権威」である為政者に対して、彼らが御心に適った正しい政治を行うことができるよう、執り成し祈る責任を与えられています（1テモテ 2:1,2）。しかし、同時に、わたしたちは、上に立つ権威である為政者が自らの限界を自覚して、上に立てられている法に基づいて、正義と平和の実現のために正しい政治を行っているかどうかを見張っていく責任（エゲキル 13:16-21、33:1-16、ルカ 3:19-20、使徒 4:19）、また、時に抗議、抵抗していく責任も委ねられています（マタイ 10:28、使徒 5:27-32、列王記上 21、ダニエル 3、アモス 7:10-17）。

2. 自民党憲法改正草案の何が問題か

1) 「憲法改正」ではなく日本国憲法否定による「新憲法制定」を目指す（前文）

憲法は聖書ではありません。しかし、憲法によって国権力の無制限な行使に歯止めをかけ、国家権力を制限する立憲主義は神の御心に適うものです。したがって、憲法改正の問題に対して、わたしたちはそれが果たして神の御心に適うものであるのかをしっかりと見張って行かなければなりません。

それならば、自民党憲法改正草案の問題はどこにあるのか。一言で言うならば、自民党憲法改正草案は憲法改正ではなく、現憲法否定によるまったく別の憲法の制定であるということです。

自民党の「日本国憲法改正草案Q&A」のQ1を見ると、「なぜ、今、憲法を改正しなければならないのですか」という問いに対して、自主憲法制定による占領体制からの脱却が憲法改正の中心的意義としてあげられています。つまり自民党憲法改正草案の本質は、日本国憲法の基本理念（国民主権、平和主義、基本的人権の尊重）を維持した上での部分的改正ではありません。それは日本国憲法の基本理念を占領体制下での押しつけと見なし、現憲法の基本理念と権力を縛るものとしての立憲主義の本質を否定した国家主義的な新憲法の制定を目指すものです。そのことは、前文の最後が、「この憲法を制定する」と言う言葉で締めくくられていることから明らかです。

2) 国民主権から天皇を中心とした国家への変質（前文、第1条、第3条—6条、第102条）

自民党憲法改正草案の狙いが、国民主権の理念を変質させ、天皇制国家への回帰であることは、まず改正草案の前文から明らかです。前文を見ると、「日本国は・・・国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって」、とあります。「天皇を戴く国家」という言葉からも分かるように、天皇を国家の上にある頭として捉えています。また改正草案の第一章は天皇に関する条項ですが、「第一条」では天皇が元首として位置づけられています。天皇は今までのような単なる象徴ではなく、法的には行政権の長（君主）となります。当然、天皇の元首化によって天皇の政治的権威が強化され、天皇の名の下に国民を政治的に統治する力が格段に強まります。

また、「第三条」では「日の丸・君が代」が「国旗・国歌」として規定されると同時に、国民に尊重義務が課せられています。「日の丸・君が代」の規定が第一章の「天皇」条項の中にあることから分かるように、憲法改正草案は、天皇ないし天皇制国家の永遠性を表す歌である「日の丸・君が代」の強制によって、国民の天皇制国家への従順を狙っています。それ以外にも「第四条」では、天皇の時間支配と結びついた「元号」が規定され、「第五条」では天皇の権能の拡大が図られています。本来、現憲法で認められている天皇の公的活動は、「国事に関する行為のみ」であるとされていますが、そこから「のみ」を削除することによって活動の範囲を広げています。また、「第六条の4」では天皇の国事行為における「内閣の助言と承認」の規定が削除され、逆に「進言」の文字が入っています。この言葉には、天皇が内閣や国民よりも上にあることが示されています。さらに「第六条の5」では、天皇の公的活動が国事行為以外の様々な式典への出席活動にも及ぶことが示されています。明らかに天皇を様々な行政活動に利用することが狙われています。

さらに、大きな問題は、現憲法の「第九十九条」にある憲法尊重擁護義務の改悪です。立憲主義の原則から言うならば、憲法尊重擁護義務は国家ないし、国家権力を行使する人々にあります。しかし、自民党憲法改正草案の「第百二条」を見ると、国民に憲法尊重義務を押しつけています。明らかに立憲主義の根本原則の否定であり、憲法理念の変質です。また、「第百二条の2」を見ると、逆に憲法尊重擁護義務から天皇が外されています。現憲法では、たとえ象徴であっても国事行為をする権能を持つ「天皇又は摂政」にも憲法尊重擁護義務を課しています。しかし、憲法改正草案では、そこから天皇を外すことによって、天皇を憲法の上に置いているのです。改正案前文の「天皇を戴く国家」という文言からも分かるように、自民党憲法改正草案は、天皇を国民や国家、憲法の上に置くことによって、天皇の権威に無制限な超越性を持たせようとしています。これは近代立憲主義の原則、国民主

権の原則を根底から破壊するものです。さらに、こうした天皇への超越性の付与は、教会と国家の頭であり、世界の全領域の主であるキリストの権威を否定するものであり、国家の神格化、偶像化へと道を開くものです。

3) 戦争放棄から戦争のできる国へ（国防軍の規定）「九条の変質」（第9条、第98、99条）

自民党憲法改正草案は現憲法の平和主義の理念を否定しています。改正草案の「第九条の一の1項」を見ると、国際紛争を解決するための武力による威嚇又は武力の行使について、「放棄する」から「用いない」に変わっています。「用いない」という表現は、裏を返せば、場合によって「用いることもある」という可能性を含んでいます。自分の国が侵略されていなくても、国際紛争の解決のために戦争することもあり得るといことです。そのことは、その次の「第九条の一の2項」で、「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」と規定されていることから明らかです。これによって日本は米国と一緒に戦争する「集団的自衛権」が可能になります。そのことは自民党憲法改正草案Q&AのQ8でも説明されています。

さらに改正草案では「第九条の二」では国防軍の規定があります。ここでは自衛隊ではなく国防軍と規定することによって、日本国が軍隊を保持する国家であることが明確化されています。今でも日本は自衛隊という軍事力を保持しているのだから、何も変わらないのではないかと、という主張もあります。しかし、そうではありません。現憲法の第九条が戦争と軍事力の放棄を明確にしているからこそ、今は自衛の名の下に国家が戦争することに強い歯止めがあるのです。だからこそ、日本は米国と一緒にベトナム戦争に参加することもイラク戦争に参加することもできませんでした。また徴兵制もできません。現憲法の第九条はそのようにして国家の軍事力と軍事行動に制限を加えているのです。しかし改正草案では、国家の軍事化と戦争に歯止めをかける仕組みが無くなります。それどころか、改正草案の「九条の二の3項」では国際平和の名の下に国防軍の海外での軍事活動を可能としています。さらには「公の秩序」を維持するため、軍隊が国民に銃を向けることさえも肯定しています。また、「九条の二の5項」では軍法会議の設置が規定され、軍隊を市民社会の法規範から外すことさえも示されています。「九条の三」では、国防軍が「国民と協力して」活動することが規定されている。逆に言うならば、国民も国防軍に協力する義務があるということです。

さらに、改正草案の「第九十八条、第九十九」では緊急事態の宣言（戒厳令）について記されています。憲法改正草案は国民を国家の軍事活動に強制的に協力させることを可能とするものです。日本は先の戦争の過ちへの悔い改めに立って、憲法前文と憲法第九条によって戦争を放棄しました。戦争によってではなく、諸国民の公正と信義に信頼し、平和的努力によって、自らの安全確保する決断をしました。自民党憲法改正草案は、そうした平和国家への歩みを根底から否定し、日本を再び戦争のできる国へと変質させていくものです。

4) 基本的人権概念の変質—天賦人権から国家による人権へ—

（第97条、12条、13条、第24条の一、第15条の三、第94条の二）

次に問題なのは、現憲法の持つ基本的人権の尊重の原則が大きく歪められる点です。自民党Q&A 13を見ると、「現行憲法の規定の中には、西欧の天賦人権説に基づいて規定されていると思われるものが散見させることから、こうした規定は改める必要があると考えました」、記され、天賦人権思

想が攻撃されています。つまり、自民党憲法改正草案は、近代立憲主義、民主主義の根本原理である基本的人権の普遍性、不可侵性を否定しているのです。そのことは憲法改正草案の条文を見ても明らかです。例えば、現憲法では「第九十七条」で基本的人権を「侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と記されています。しかし、自民党の憲法改正草案では、「第九十七条」は全面削除されています。

確かに基本的人権の普遍性という思想には近代啓蒙思想家が主張した天賦人権思想の影響があります。しかし、そうした基本理念が普遍的価値と意義を持つからこそ、先進民主主義国はどこも基本的人権の不可侵性を前提としているのです。また、その背後には、すべての人間が神の形に創造されているというキリスト教的人間観があります。基本的人権は神のかたちに創造された人間に神からの賜物として託されたものです。だから国家は個人の基本的人権を無条件に侵害してはならないのです。自民党憲法改正草案はそうした基本的人権の原理を否定し、人権は国家が国民に与えるものであるという国家主義的な価値観に立っています。そのことは、改正草案の前文で、基本的人権を尊重する義務が国家ではなく、国民にすり替えられていることから分かります。さらに改正草案「第十二条」では「公共の福祉」ではなく、「公益及び公の秩序」を理由に基本的人権を制約できる内容になっています。現憲法の「第十二条」が「公共の福祉のため」と語っているのは、自分の自由だからと言って、他者の人権を侵害してはいけない。他者の人権を尊重すべきであるという意味です。それに対して、「公益及び公の秩序」というのは、非常に曖昧で、国家や時の多数派が、これが公の秩序だと見なしたものが公の秩序となっています。極端な話し、戦前のような治安維持法も可能となります。なぜなら戦前の大日本帝国憲法でも、「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」、信教の自由など基本的人権が認められていたからです。しかし、現実には安寧秩序の内容は国家が判断するため、治安維持法などによって基本的人権が奪われました。

また基本的人権を考えた時、その主体は個人です。現憲法は第十三条において、「すべて国民は個人として尊重される」とあります。しかし改正草案の「第十三条」では「個人」としての尊重ではなく「人」としての尊重というように言葉がすり替えられています。「個人」という言葉を使わなくなったことによって、基本的人権の主体が個人であることが曖昧にされ、国家が個人の自由に対して規制したり、干渉したりしやすくなることは目に見えています。

こうした個人の基本的人権を軽視する姿勢は憲法改正草案の「第二十四条の一」に家族条項を設けて、互いに助け合う義務を規定していることにも表れています。家族が助け合うことの責任は、倫理的、道徳的にはその通りですが、国家を縛る憲法に、そのような道徳的義務を載せることは本質的に誤りです。こうした規定には、社会の基盤を個人や、夫婦を基盤に置く西洋的価値観に対して、旧日本の価値観を復活させていこうとする狙いがあるのではないかと。さらに、その背後には、家族の義務を憲法で強制することによって、社会福祉における国の責任を放棄しようとする新自由主義的な価値観もあるのではないかと。

さらに、自民党改正草案では、第15条の三と第94条の二に「国籍条項」を設けることによって、国政と地方自治体の選挙から外国籍の方々を締め出そうとしています。確かに、日本では現在でも外国人の参政権を認めていません。しかし、それは公職選挙法を改正すれば可能なことです。この問題は是非を国民が議論し、一般の法律で定めるべき問題です。けれども、自民党改正草案では憲法によってそれを否定することにより、外国人参政権の問題や議論を最初から排除することを狙ってい

ます。ここには永住権を持つ外国籍の方々と共に生きようとする考えが欠如し、むしろ、外国人への差別や排斥といった排外主義に繋がる思想があるように感じられます。

5) 思想・良心の自由、信教の自由、政教分離原則、集会結社の自由を否定

(第19条、第20条、第21条)

基本的人権尊重の規定と不可分の規定として、思想・良心の自由、信教の自由、政教分離規定、集会結社及び言論表現の自由の規定があります。現憲法では「第十九条」から「第二十一条」において、それらは無条件に権利として認めています。また、「第二十条の3項」では「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教活動もしてはならない」と厳格な政教分離規定を定めています。これは戦前日本の国が天皇を現人神とする国家神道体制によって、人々の信教の自由を奪い、人権を抑圧したことへの反省の上に定められた規定です。しかし、自民党憲法改正草案ではそれらの自由や政教分離に対しても大きな改悪が為されています。例えば「第十九条」の「思想及び良心の自由」ですが、現憲法では「これを侵してはならない」とあるのに、改正草案では、「保障する」に変更されました。思想・良心の自由は不可侵な権利ではなく、国家が保障するものという低い位置づけです。「第二十条」の信教の自由も、「何人に対してもこれを保証する」とあったのが、改正草案では単に「保障する」だけです。まるで、ある人々には保証しない場合もあると言っているようです。

さらに「第二十条3項」の政教分離規定も現憲法のような厳格な規定ではなく、「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りではない」とされ、国家や地方公共団体が神社などの神道に結び付くことを可能にしています。実際に自民党憲法改正草案Q&A 19には「これにより、地鎮祭に当たって公費から玉串料を支出するなどの問題が現実的に解決されます」と書かれています。戦前日本の国は、「神社は宗教ではない」と言って、国家と神道の結びつきを強め、国民儀礼として神社参拝を強要しました。もし、「第二十条」の政教分離規定が改悪されたら、再び神道が社会的儀礼・習俗の名の下に国家と結びつき、様々な神道的宗教儀式が「社会的儀礼又は習俗行為」の名のものに国民や公務員に強制される危険があります。こうなったら政教分離原則は非常に歪められてしまいます。

また、現憲法の「第二十一条」では宗教活動をはじめ、あらゆる集会、結社及び言論、表現の自由が無条件に認められていますが、改正草案では、ここでも「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社することは、認めない」という条件がつけられています。「公益及び公の秩序」を理由にした基本的人権の制限が、国家権力による基本的人権の侵害へと道を開くのと同じように、こうした条件づけは、国民の集会、結社及び言論、表現の自由を奪う危険があります。すなわち、時の国家権力が公の秩序に反すると見なした政治団体、宗教団体、市民団体は、集会・結社の自由、言論・表現の自由を奪われこととなります。また現代版治安維持法を生み出す法的根拠となり得るものであり、まさに国家の全体主義化に道を開くものです。

3. 解釈改憲による集団的自衛権の問題

集団的自衛権とは日本が攻められた時に抵抗することのできる権利としての自衛権ではありません。自国に対する武力攻撃がなくても、政府の判断で他国のために武力行使することのできる権利、それが集団的自衛権です。したがって、安倍政権が目指している解釈改憲による集団的自衛権容認は、憲

法前文と第九条によって戦争を放棄し、国際紛争を解決する手段として戦争をすることを禁じている憲法の平和主義の原則に根本から反します。だからこそ、今まで自衛隊を作り、日米安保体制を推進してきた政府や自民党でさえ、集団的自衛権は憲法上認められないと言ってきました。護憲・改憲の立場を越えて、「集団的自衛権容認は憲法違反である」、と理解されてきました。

もし、集団的自衛権を容認することが必要だと考えるならば憲法を改正しなければならないことです。正当な続きを無視して、政府による憲法解釈の変更によって集団的自衛権を容認することは許されません。この問題は単に憲法第九条を支持するか、しないかとか、日本の安全保障をどうするかという見解の違いを越えて、日本の民主主義と立憲主義の根本が問われている問題です。そして、それは日本の教会とキリスト者の信仰そのものが問われている問題でもあります。

立憲主義は政教分離の原則と同様に、確かに近代国家の知恵です。しかし、立憲主義や政教分離の原則は、国家権力が絶対化し、個人の基本的な人権や思想・良心・信教の自由を侵害することがないようにするために歴史の中で生み出されてきた原則です。それは聖書の教えにも適うものです。そうである以上、そうした原則を無視して、国家が恣意的に憲法解釈を変更し、憲法の限界を越えて権能を行使することは、全体主義であり、国家権力の絶対化・神格化そのものであると言わざるを得ません。また、そのような国家の全体主義化は、神から「天と地の一切の権能を授かっている」（マタイ 28：18）主イエス・キリストの主権を侵害する行為でもあります。

戦前・戦時下において日本の教会は、国家の全体主義化や近隣諸国への侵略に対して警告する見張りの務めを怠りました。それどころか、それに協力するという大きな罪を犯しました。その反省と責任の上に、戦後の日本の教会の歩みがあるはずですが。そうである以上、私たちは解釈改憲によって憲法の平和原則を破壊し、日本を再び戦争をする国にしようとする政治的な力の中に、悪魔的な力が働いているということをしかりと見て行かなければなりません。

今日本は、再び全体主義化し、戦争をする国となるのか、それとも戦争を放棄した平和国家としての道を歩み続けるのか、大きな岐路にあります。それはまた日本の教会が主イエスから委ねられている見張りの務めを正しく果たすことができるか、どうかの岐路でもあります。

おわりに

自民党憲法改正草案は、単なる政治問題でもなければ、憲法の部分的改正でもありません。それは、日本社会を「天皇を中心とした国家」として再編成し、国民の自由と権利を国家の下に置くことによって、新しい富国強兵国家を目指すものです。わたしたちは、このような憲法改正が、わたしたちの聖書の信仰に深く関わり、それに対立するものであることをよく理解していく必要があります。さらに、現在の安倍政権はこうした「憲法改正」（実質は改悪）の手続きさえ無視して、内閣の恣意的な解釈によって憲法の根本原則を変えるという暴挙を行いました。わたしたちはこうした国の状況、為政者の姿を心から憂い、為政者のために祈りつつも、しかし、勇気をもって見張りの務めを果たして行かねばなりません。

（本稿は、2014年9月16日（火）に日本同盟基督教団生駒めぐみ教会で講演したものです）

<参考資料>

2014年7月14日

内閣総理大臣 安倍晋三殿

日本キリスト改革派教会西部中会
議長 金原義信

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に対する抗議声明

私たち日本キリスト改革派教会西部中会は、2014年7月1日になされた、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に強く抗議し、これを取り消すことを求めます。

(理由)

私たち日本キリスト改革派教会は、聖書を土台として、国家的為政者は神が立てられたものと考えています¹。そして私たちの教会の信仰告白は、神が為政者を立てられたのは、「公共の益のため」また「正義と平和の維持」のためであり、為政者は「それぞれの国の健全な法律に従いつつ」その業を行うことが求められていることを明らかにしています²。

その観点から見た時、今回の閣議決定は、二つの意味で受け入れることができません。

第一にこの決定は、立憲主義を踏みにじるものであるからです。国の最高法規である憲法の役割は、為政者の権力を縛ることにあります。しかし、今回の閣議決定は、積み上げられてきた憲法9条の解釈を無視し、為政者に求められている憲法尊重義務に反するものです。それは、聖書の神が為政者に求めておられる「健全な法律に従う」ことに反するものであり、神から委託された権能の濫用です³。

第二にこの決定は、「平和の維持」および「公共の益」にならないからです。この決定に至る過程において、安倍首相は「安全保障環境の変化」を繰り返し説かれました。そこには、近隣諸国と平和を創り出そうという姿勢はなく、むしろ、近隣諸国を敵と見なす姿勢さえ見受けられました。また、自衛隊が「殺し、殺される軍隊」になることは、平和憲法によって世界に貢献してきた日本国民はもとより、世界の民にとっても「益」となりません。かつてアジア太平洋諸国に多大な損害を与えた我が国は、その歴史を踏まえて、平和を創り出す国家である必要があります⁴。

以上の理由で、私たちはこの閣議決定に反対します。速やかにこれを取消し、立憲主義及び憲法の平和主義を遵守することを求めます。

¹ ローマ13：1-4、Iペトロ2：13-14、ウェストミンスター信仰告白23章1節。

² ウェストミンスター信仰告白23章1節、2節。

³ 創立30周年記念宣言「教会と国家にかんする信仰の宣言」二（3）

⁴ イザヤ2：4、マタイ5：9